

近畿中国局フォレスターNEWS

人材育成に向けて、兵庫県立森林大学校と協定締結（兵庫県）

令和2年4月17日（水）、宍粟（しそ）市役所において、平成29年4月に開校された兵庫県立森林大学校【宍粟市一宮町（いちのみやちょう）】が行う森林や林業に携わる人材育成等について、連携と協力を推進するため、兵庫県立森林大学校、宍粟市及び兵庫森林管理署の三者により協定を締結しました。これで近畿中国森林管理局管内の森林・林業関連教育機関※との協定締結は、4校目となります。

これまで同校の要請に応じ、講師の派遣や就業体験の受け入れ等を行ってきましたが、今回の協定締結により、林業振興に力を入れている地元自治体である宍粟市とともに、ICT等の林業の効率化につながる技術の普及等の協力も含めて、より一層同校の人材育成へ協力していくこととしています。

※ 森林・林業関連教育機関との連携

近畿中国森林管理局管内では、9府県で林業大学校等の森林・林業関連教育機関が開校、または開校が予定されています。

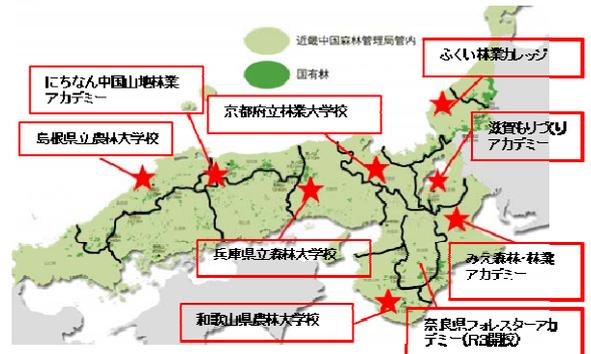
近畿中国森林管理局では、森林・林業関連教育機関からの求めに応じ、職員派遣や現地実習のフィールド提供により、担い手の育成に協力しています。

また教育機関とこれまで以上に連携を密にするため、令和元年度には、管内9府県の教育機関等と「近畿中国森林管理局管内林業大学校等協議会」を設置し、情報共有・意見交換を行いました。



協定締結式の模様

左から、
宍粟市長・兵庫森林管理署長・兵庫県立森林大学校長



管内の森林・林業関連教育機関

兵庫県立森林大学校の人材育成等への連携と協力に関する協定

兵庫県立森林大学校（以下「甲」という。）、宍粟市（以下「乙」という。）及び兵庫森林管理署（以下「丙」という。）は、以下のとおり人材の育成等についての連携と協力に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、森林が有する公益的機能の発揮や林業の成長産業化に貢献するため、甲、乙及び丙が連携・協力し、森林・林業の技術の普及、人材の育成等を図ることを目的とする。

(連携及び協力に関する事項)

第2条 前条の目的を達成するため、甲、乙及び丙が連携及び協力する事項は、以下のとおりとする。

- (1) 実習、研究等のためのフィールド提供
 - (2) 人材育成のための講師派遣
 - (3) ICT等の林業の効率化につながる技術の普及
 - (4) 森林環境教育などその他森林・林業の普及
 - (5) 就業体験など職業意識向上のための諸活動
 - (6) その他、第1条の目的に資するため、甲、乙及び丙が必要と認めた事項
- 2 具体的な方法については、都度甲、乙及び丙が協議の上取り決めるものとする。

(有効期間)

第3条 本協定の有効期間は、締結の日から5年を経過した年の年度末とする。
ただし、協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲、乙及び丙いずれかから特段の申し入れがない場合は、有効期限の翌日からさらに5年間更新することとし、その後も同様とする。

(その他)

第4条 甲、乙及び丙は、本協定内容を変更することが必要となった場合、本協定に疑義が生じた場合は速やかに協議し、これを解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ署名の上、各自の1通を保有するものとする。

令和2年4月17日

甲 兵庫県立森林大学校長

築山佳永

乙 宍粟市長

福元晶三

丙 兵庫森林管理署長

石上公彦

森林・林業関連教育機関の研修生に向けて、森林管理署職員が講義【和歌山県】

令和2年7月1日(水)、和歌山森林管理署会議室において、和歌山県農林大学校 令和2年度林業研修部9名(内訳:女性3名・男性6名《県内出身者5名・県外出身者4名》)の研修生に対し、国有林の概要などについて講義を行いました。

例年は4月に開催していますが、今年は新型コロナウイルスの影響により農林大学校の開校が遅れたため、この時期の開催となりました。

始めに、和歌山森林管理署長から、林野庁の業務、組織、国有林の歴史や役割並びに森林管理署の概要などについて、具体的な数値を交えながら説明し、続いて森林技術指導官から、森林管理署が現在取り組んでいる事業について説明を行いました。

受講後、研修生からは、「森林環境譲与税はどのようなことに使われるのか」、「森林経営管理制度により市町村が施業を実施した場合には、その森林は市町村の所有になるのか」などの質問がありました。

秋には研修生の実習のため、国有林野をフィールドとして提供する予定であり、引き続き農林大学校の活動に対し協力していきます。



和歌山森林管理署長による講義



真剣に聴講する研修生の様子

令和2年度 現地検討会・情報交換会等の開催予定

5月下旬に新型コロナウイルス感染症に係る全ての都道府県を対象とした緊急事態宣言は解除されたものの、残念ながら未だ収束が見えない状況です。

「with コロナ」下で開催する近畿中国森林管理局管内の令和2年度 現地検討会・情報交換会等については、地域のニーズ、管内の森林管理署等が取り組む試験研究等の成果、森林整備事業や路網整備、公的管理を行う森林の取扱い手法など、実態に応じたテーマを設定のうえ、感染拡大の状況、府県知事の要請並びに府県・市町村が主催する会議の開催方法等、開催地域の動向を踏まえつつ、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じたうえで、実施する予定としています。

現地検討会・情報交換会等の開催予定については、近日中に近畿中国森林管理局のホームページに掲載しますので、興味のあるテーマがあれば参加を検討していただければ幸いです。

林野庁

近畿中国森林管理局

技術普及課



国民の森林・国有林

TEL : 06-6881-3524 FAX : 06-6881-3553

URL : <http://www.rinya.maff.go.jp/kinki/>

〒530-0042 大阪市北区天満橋1丁目8-75

編集後記

今号では、森林・林業関連教育機関との連携について、兵庫県及び和歌山県における取組を記載しました。

新規就業者の確保及び育成が、森林・林業においても喫緊の課題となっています。一人でも多くの方が次の森林・林業を担う人材となり、次代のリーダーを目指していただきたいものです。